

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年9月4日（平成29年（行個）諮問第137号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行個）答申第20号）

事件名：本人に対する障害給付申請に係る意見書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月31日付け愛労発基0331第14号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示となった情報のうち、愛知労働局地方労災医員Aの平成28年12月20日付け意見書の「意見に関する記述」は、「特定の個人を識別することができる情報」（法14条2号）には該当しない。

また、上記「意見に関する記述」は、障害等級を争う審査請求人にとって攻撃対象となるものである。しかし、攻撃対象が不明であれば的確な攻撃方法の提出を行えないことは明らかであり、障害等級を争う審査請求（特定番号）、再審査請求、行政訴訟において不利益を被り、審査請求人の財産が保護されないこととなる。よって、「人の財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（法14条2号ロ）に該当する。

さらに、地方労災医員は、公務員であって、上記「意見に関する記述」を行うこと自体が、職務の遂行であるから、上記「意見に関する記述」は、公務員の職務遂行の内容に係る部分（法14条2号ハ）に該当する。

イ また、上記アの「意見に関する記述」は、地方労災医員の氏名を開

示しなければ、これを開示しても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすことはおよそ考えられないところ、処分庁が、地方労災医員の氏名を開示し、上記「意見に関する記述」を不開示としたことは、行政権の濫用と考える。

(2) 意見書

ア 貴審査会に対する意見は、審査請求書記載の審査請求の理由のとおりである。

イ 審査請求書記載の審査請求の理由を裏付ける資料として、労働保険審査請求書の写し、労災医員規程の写し、を提出する（添付省略）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人の法定代理人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年3月7日付けで、処分庁に対して、法12条1項及び2項の規定に基づき、「『特定労働者の平成26年特定月日被災の障害給付申請に係る①主治医の診断書、意見書及びこれらに相当する書類、②労災医員及び労災協力医の意見書及びこれに相当する書類、③調査復命書及びその添付書類、④その他障害等級認定に関する一切の資料』の全て（特定労働基準監督署）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成29年3月31日付け愛労発基0331第14号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がその取消しを求めて、平成29年6月7日付け（同月9日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「『特定労働者の平成26年特定月日被災の障害給付申請に係る①主治医の診断書、意見書及びこれらに相当する書類、②労災医員及び労災協力医の意見書及びこれに相当する書類、③調査復命書及びその添付書類、④その他障害等級認定に関する一切の資料』の全て（特定労働基準監督署）」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表中、文書番号1の①、3、4、5の①、6、7の①、8、9、

10及び12の不開示部分は、請求者以外の自署、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号5の②及び7の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表中、文書番号1の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表中、文書番号5の②及び7の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年9月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月14日 | 審議 |
| ④ | 同月22日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 平成30年4月19日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年5月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、具体的には、別表の2欄に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示理由に法14条3号イを追加して、原処分を維持して不開示とすることが妥当としている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 通番1、通番3及び通番4は、診断担当者の署名又は印影であり、通番5は、医師の署名及び印影であり、通番10及び通番11は、労災協力医の署名及び印影であり、通番12は、特定事業場の担当者及び責任者の印影である。

当該部分は、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当

する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (2) 通番7及び通番8は、地方労災医員の署名又は印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、上記(1)と同様の理由により、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 通番13は、派遣元責任者氏名及び派遣先責任者氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (4) 通番2は、特定事業場の事業主の印影であり、当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (5) 通番6は、医師の意見であり、通番9は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された地方労災医員の意見書の記載内容であり、これを開示すると、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の支給決定を不服として、愛知労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、愛知労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

本人の平成26年特定月日被災の障害給付申請に係る

- ① 主治医の診断書，意見書及びこれらに相当する書類
 - ② 労災医員及び労災協力医の意見書及びこれに相当する書類
 - ③ 調査復命書及びその添付書類
 - ④ その他障害等級認定に関する一切の資料
- の全て（特定労働基準監督署）

別表

1 文 書 番 号	2 文 書 名	3 通 番	4 不 開 示 を 維 持 す る 部 分	5 不 開 示 情 報 （ 法 1 4 条 該 当 号）		
				2号	3号 イ	7号 柱 書 き
1	年金・一時 金支給決定 決議書等	1	① 5 頁及び 6 頁の診断担当者の 署名及び印影	○		
		2	② 2 頁の事業主の印影		○	
2	関連資料①	—	なし	—	—	—
3	診断書①	3	1 頁の診断担当者の印影	○		
4	障 害（補 償）年金実 地調査復命 書	4	8 頁及び 1 0 頁の診断担当者の 署名及び印影並びに 9 頁の診断 担当者の印影	○		
5	脳損傷又は せき髄損傷 による障害 の状態に関 する意見書	5	① 1 頁の医師の署名及び印影	○		
		6	② 1 頁の「高次脳機能障害」欄 及び「介護の要否等」欄の不 開示部分	○		○
6	意見書①	7	1 頁の地方労災医員の署名及び 印影	○		
7	意見書②	8	① 1 頁の地方労災医員の印影	○		
		9	② 記の 5 行目 9 文字目ないし 7 行目	○		○
8	意見書③	1 0	1 頁の労災協力医の署名及び印 影	○		
9	意見書④	1 1	1 頁の労災協力医の署名及び印 影	○		
1 0	自賠責保険 後遺障害等 級証明書	1 2	1 頁の担当者及び責任者の印影	○		
1 1	住民票	—	なし	—	—	—
1 2	関連資料②	1 3	5 頁の派遣元責任者氏名及び派 遣先責任者氏名	○		